

財産の譲与について

財産を次のように譲与する。

熊本市長 大 西 一 史

1 譲与する財産の表示

(1) 建物

名称	所在地	構造	床面積 (㎡)
熊本市立向山幼稚園五福ことばの教室園舎	熊本市中央区万町 1丁目4番2	鉄筋コンクリート 造2階建て	257.90

(2) その他

前号に掲げる建物に付随する工作物一式

2 譲与の相手方 熊本市中央区段山本町4番1号

学校法人 熊本YMCA学園

理事長 光永 尚生

(提出理由)

熊本市立向山幼稚園五福ことばの教室園舎の譲与について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。